

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第11回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130402	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
2	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第372回大阪府公募公債(10年)の発行及び経費の支出について	20130508	20140331	2,100,318	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
3	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第93回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130415	20140331	2,471,191	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
4	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第94回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130515	20140331	2,530,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
5	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 QUICK 吉岡 昇	金融情報提供料	20130401	20140331	4,221,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(リアルタイムの債券情報の収集)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社QUICK)が特定される
6	財政	財政	公債企画グループ	一般財団法人 関西情報センター 森下俊三	公募公債条件決定システム提供サービス利用料	20130401	20140331	7,719,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(府市場公券債発行条件の決定)を有する業務であるため、契約の相手方(一般財団法人 関西情報センター)が特定される
7	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券 株式会社	第11回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130402	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される
8	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第371回大阪府公募公債(10年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130403	20140331	19,709,393	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
9	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第27回大阪府公債(5年)銀行等引受債に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130515	20140331	24,481,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
10	財政	財政	総務グループ	株式会社 時事通信社	行財政情報提供サービス「iJAMP」の配信契約に伴う経費	20130401	20140331	30,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務が特定の者(当該サービスの唯一の提供者)でなければ実施することができないものであるため
11	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほコーポレート銀行	第122回共同発行市場公募地方債に係る受託及び引受手数料	20130508	20140331	35,466,105	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほコーポレート銀行)が特定される
12	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第372回大阪府公募公債(10年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130508	20140331	44,092,913	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
13	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第93回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130415	20140331	45,109,680	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
14	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第94回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130515	20140331	46,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
15	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第374回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130703	20140331	1,112,793	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
16	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第373回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130605	20140331	1,155,876	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
17	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第12回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130603	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
18	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第96回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130718	20140331	2,476,759	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
19	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第95回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130617	20140331	2,530,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
20	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第12回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130603	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される
21	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第374回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130703	20140331	23,361,345	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
22	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第373回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130605	20140331	24,265,815	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
23	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第28回大阪府公債(5年)銀行等引受債に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130718	20140331	24,481,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
24	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第96回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130718	20140331	45,211,320	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
25	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第95回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130617	20140331	46,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
26	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三井住友銀行	平成25年度第2回大阪府銀行等引受債(10年)証書借入(②)にかかる手数料	20130924	20140331	1,143,450	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
27	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三井住友銀行	平成25年度第2回大阪府銀行等引受債(10年)証書借入(①)にかかる手数料	20130924	20140331	1,143,450	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
28	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第13回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130801	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
29	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第1回大阪府公債(20年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130920	20140331	2,011,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
30	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第376回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130904	20140331	2,383,901	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
31	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第97回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130809	20140331	2,530,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
32	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第98回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130913	20140331	2,530,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
33	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第375回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130805	20140331	2,950,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
34	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第1回大阪府銀行等引受債(5年)証書借入(①)にかかる手数料	20130924	20140331	3,284,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
35	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第2回大阪府銀行等引受債(10年)証書借入(⑤)にかかる手数料	20130920	20140331	3,675,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
36	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第2回大阪府銀行等引受債(10年)証書借入(⑥)にかかる手数料	20130920	20140331	3,675,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
37	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第11回大阪府公募公債(20年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130919	20140331	4,502,820	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
38	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三菱東京UFJ銀行	平成25年度第2回大阪府銀行等引受債(10年)証書借入(④)にかかる手数料	20130924	20140331	6,862,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三菱東京UFJ銀行)が特定される
39	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第13回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130801	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される
40	財政	財政	公債企画グループ	三井住友信託銀行株式会社	平成25年度第3回大阪府銀行等引受債(20年)証書借入(①)にかかる手数料	20130924	20140331	9,676,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(三井住友信託銀行株式会社)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
41	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三井住友銀行	平成25年度第3回大阪府銀行等引受債(20年)証書借入(③)にかかる手数料	20130924	20140331	10,201,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
42	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第1回大阪府銀行等引受債(5年)証書借入(②)にかかる手数料について	20130920	20140331	15,561,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
43	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第29回大阪府公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130913	20140331	24,481,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
44	財政	財政	公債企画グループ	大和証券株式会社	第1回大阪府公債(20年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130920	20140331	31,500,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(大和証券株式会社)が特定される
45	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほ銀行	第126回共同発行市場公募地方債の発行及び経費の支出について	20130905	20140331	35,468,352	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほ銀行)が特定される
46	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第97回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130809	20140331	46,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
47	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第98回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20130913	20140331	46,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
48	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第376回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130904	20140331	50,046,308	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
49	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三菱東京UFJ銀行	平成25年度第2回大阪府銀行等引受債(10年)証書借入(③)にかかる手数料	20130924	20140331	50,325,450	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三菱東京UFJ銀行)が特定される
50	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第375回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130805	20140331	61,950,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
51	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第11回大阪府公募公債(20年)の受託、引受及び新規記録手数料	20130919	20140331	98,700,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
52	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第14回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131001	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
53	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第15回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131105	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
54	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第377回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20131002	20140331	1,376,605	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
55	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第100回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131118	20140331	1,506,531	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
56	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第99回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131017	20140331	2,530,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
57	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第378回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20131107	20140331	2,950,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
58	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第4回銀行等引受債(10年)証書借入(②)にかかる手数料	20131125	20140331	3,019,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
59	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第4回銀行等引受債(10年)証書借入(③)にかかる手数料	20131125	20140331	7,875,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
60	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第14回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131001	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される
61	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第15回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131105	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される
62	財政	財政	公債企画グループ	三井住友信託銀行株式会社 常陰 均	平成25年度第4回銀行等引受債(10年)証書借入(⑤)にかかる手数料	20131125	20140331	10,001,250	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(三井住友信託銀行株式会社)が特定される
63	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第4回銀行等引受債(10年)証書借入(①)にかかる手数料	20131125	20140331	10,672,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
64	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三菱東京UFJ銀行	平成25年度第4回銀行等引受債(10年)証書借入(⑥)にかかる手数料	20131126	20140331	11,056,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三菱東京UFJ銀行)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
65	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三菱東京UFJ銀行	平成25年度第4回銀行等引受債(10年)証書借入(④)にかかる手数料	20131126	20140331	23,485,350	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三菱東京UFJ銀行)が特定される
66	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第30回大阪府公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131118	20140331	24,481,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
67	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第100回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131118	20140331	27,500,550	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
68	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第377回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20131002	20140331	28,899,676	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
69	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほ銀行	第127回共同発行市場公募地方債に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131003	20140331	35,468,352	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほ銀行)が特定される
70	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほ銀行	第128回共同発行市場公募地方債に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131108	20140331	35,468,352	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほ銀行)が特定される
71	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第99回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131017	20140331	46,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
72	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第378回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20131107	20140331	61,950,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
73	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第16回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131202	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
74	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第17回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140107	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
75	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第380回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20140108	20140331	2,387,295	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
76	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第379回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20131209	20140331	2,404,263	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
77	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第101回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131213	20140331	2,530,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
78	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第6回銀行等引受債(10年)証書借入(③)にかかる手数料	20140127	20140331	2,745,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
79	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第6回銀行等引受債(10年)証書借入(②)にかかる手数料	20140127	20140331	4,575,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
80	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第6回銀行等引受債(10年)証書借入(①)にかかる手数料	20140127	20140331	5,250,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
81	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第5回銀行等引受債(20年)証書借入(⑧)にかかる手数料	20131219	20140331	7,350,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
82	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第5回銀行等引受債(20年)証書借入(⑦)にかかる手数料	20131220	20140331	7,350,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
83	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第6回銀行等引受債(10年)証書借入(④)にかかる手数料	20140127	20140331	8,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
84	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第16回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131202	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される
85	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第17回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140107	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される
86	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第5回銀行等引受債(20年)証書借入(⑤)にかかる手数料	20131220	20140331	9,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
87	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	平成25年度第5回銀行等引受債(20年)証書借入(③)にかかる手数料	20131219	20140331	9,187,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
88	財政	財政	公債企画グループ	三井住友信託銀行株式会社 常陰 均	平成25年度第5回銀行等引受債(20年)証書借入(①)にかかる手数料	20131219	20140331	9,187,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(三井住友信託銀行株式会社)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
89	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三井住友銀行	平成25年度第5回銀行等引受債(20年)証書借入(②)にかかる手数料	20131220	20140331	9,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される
90	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 りそな銀行 大阪公務部	第31回大阪府公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140120	20140331	24,481,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される
91	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほ銀行	第130回共同発行市場公募地方債に係る受託引受及び新規記録手数料	20140109	20140331	35,467,888	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほ銀行)が特定される
92	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほ銀行	第129回共同発行市場公募地方債に係る受託引受及び新規記録手数料	20131210	20140331	35,468,352	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほ銀行)が特定される
93	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三菱東京UFJ銀行	平成25年度第5回銀行等引受債(20年)証書借入(④)にかかる手数料	20131220	20140331	36,750,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三菱東京UFJ銀行)が特定される
94	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 三菱東京UFJ銀行	平成25年度第6回銀行等引受債(10年)証書借入(⑤)にかかる手数料	20140128	20140331	37,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三菱東京UFJ銀行)が特定される
95	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第101回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20131213	20140331	46,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
96	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第380回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20140108	20140331	50,117,550	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
97	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第379回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20131209	20140331	50,473,763	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される
98	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第18回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140203	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される。
99	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第19回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140303	20140331	1,171,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される。
100	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第381回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20140205	20140331	1,375,573	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される。
101	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第7回銀行等引受債(5年)証書借入(①)にかかる手数料	20140325	20140331	1,575,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される。
102	財産活用	財産活用	企画・評価グループ	財団法人 都道府県会館(災害共済部)	平成25年度建物共済加入に伴う分担金	20130401	20140331	1,581,613	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地方自治法第263条の2を受けて、昭和28年3月31日付けで財団法人都道府県会館に共済を委託した議決による。
103	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第382回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20140305	20140331	2,364,278	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される。

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
104	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第104回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140317	20140331	2,530,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される。
105	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第103回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140217	20140331	3,187,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される。
106	財政	財政	公債企画グループ	株式会社三井住友銀行	平成25年度第7回銀行等引受債(5年)証書借入(②)にかかる手数料	20140325	20140331	3,990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社三井住友銀行)が特定される。
107	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第18回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140203	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される。
108	財政	財政	公債企画グループ	みずほ証券株式会社	第19回大阪府公募公債(2年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140303	20140331	8,925,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(みずほ証券株式会社)が特定される。
109	財政	財政	公債企画グループ	株式会社りそな銀行 大阪公務部	第32回大阪府公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140317	20140331	24,481,170	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社りそな銀行)が特定される。
110	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券株式会社	第381回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20140205	20140331	28,877,993	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される。

平成25年度随意契約情報((役務費等)財務部)
 契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
111	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほ銀行	第132回共同発行市場公募地方債の発行及び経費の支出について	20140306	20140331	35,466,105	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほ銀行)が特定される。
112	財政	財政	公債企画グループ	株式会社 みずほ銀行	第131回共同発行市場公募地方債の発行及び経費の支出について	20140206	20140331	35,468,352	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(株式会社みずほ銀行)が特定される。
113	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第104回大阪府公募公債(5年)に係る受託、引受及び新規記録手数料	20140317	20140331	46,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される。
114	財政	財政	公債企画グループ	SMBC日興証券 株式会社	第382回大阪府公募公債(10年)の受託、引受及び新規記録手数料	20140305	20140331	49,634,340	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特別の目的(資金調達業務)を有する業務であるため、契約の相手方(SMBC日興証券株式会社)が特定される。
財務部(役務費)					H25. 4~5月	14件	274,198,460 円			
					H25. 6~7月	11件	180,892,168 円			
					H25. 8~9月	26件	527,101,801 円			
					H25. 10~11月	21件	354,635,516 円			
					H25. 12~H26. 1月	25件	365,646,428 円			
					H26. 2~3月	17件	256,925,484 円			
					合計	114件	1,959,399,857 円			